**１　双葉町道路法施行要領**

（道路工事の設計等の承認の申請）

1. 道路法（昭和２７年法律第１８０号（以下「法」という。）第２４条の規定により道路に関する工事の設計及び実施計画について承認を受けようとする者は、道路工事設計等承認申請書（様式第１号）を町長に提出しなければならない。

（道路占用許可申請等の添付書類等）

第２条　　法第３２条第１項若しくは第３項の規定により道路の占用の許可若しくは道路の占用の変更の許可を受けようとする者又は法第３５条の規定により道路の占用の協議をしようとする者は、道路法施行規則（昭和２７年建設省令第２５号）第４条の３に規定する別記様式第５による道路占用許可申請・協議書に次に掲げる書類及び図面を添付して町長に提出しなければならない。ただし、町長が認める場合は、その一部を省略することができる。

　一　位置図（原則として縮尺5万分の1以上のものとする。）

　二　平面図（原則として縮尺1,000分の1以上のものとし、占用の申請又は協議に係る場所を朱書するものとする。）

　三　実測求積図（原則として縮尺500分の1以上の三斜実測図等とする。）

　四　横断面図（原則として縮尺100分の１以上のものとし、道路又は隣接地にある工作物、物件又は施設の位置、名称、間隔等を記載するものとする。）

　五　縦断面図

　六　工作物、物件又は施設の構造図

　七　設計書及び仕様書

　八　写真（占用の申請又は協議に係る場所を写したものとする。）

２　　前項の規定にかかわらず、法第３２条第１項の規定による許可を受けた者（以下「道路占用者という。」又は法第３５条の規定による協議により道路を占用している者は、その占用機関の満了の後引き続き道路を占用しようとするときは、当該占用期間満了の日の３０日前までに、前項の道路占用許可申請・協議書に次の書類及び図面を添付して町長に提出しなければならない。

一　従前の占用の許可書又は回答書の写し

二　位置図（原則として縮尺５万分の１以上のものとする。）

　（権利の譲渡の禁止）

第３条　　道路占用者は、法第３２条第１項又は第３項の許可に基づく権利を譲渡してはならない。ただし、町長の許可を受けたときは、この限りではない。

２　　道路占有者は、前項ただし書の規定により町長の許可を受けようとするときは、当該権利を譲り受けようとする者と連署して、権利譲渡許可申請書（様式第２号）を町長に提出しなければならない。

（地位の承継）

第４条　 道路占用者について相続、合併又は分割があったときは、相続人、合併後存続　　　する法人若しくは合併により設立した法人又は分割によりその占用に係る工作物、物件若しくは施設を承継した法人は、当該道路占用者の地位を承継する。

２　　前項の規定により道路占用者の地位を承継した者は、その承継があった日から３０日以内に、地位承継届（様式第３号）を町長に提出しなければならない。

（住所、氏名等の変更の届出）

第５条　　道路占用者は、住所又は氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称又は代表者の氏名）を変更したときは、その変更の日から１４日以内に、住所氏名等変更届（様式第４号）を町長に提出しなければならない。

　　（道路敷等の使用）

第６条　　道路上で作業等を行う場合は、道路占用許可申請に代えて道路敷使用届（様式第５号）を町長に提出しなければならない。

　　（工事等の届出）

第７条　　法第２４条の承認を受けた者又は道路占用者は、道路に関する工事等（道路の使用及び維持を含む。）又は道路占用工事（道路の占用をすることとなる工作物、物件若しくは施設の設置又は道路の占用をしている工作物、物件若しくは施設の修繕、改築、撤去等の工事をいう。）に着手しようとするときは、あらかじめ道路工事等着手届（様式第６号）を町長に提出しなければならない。また、当該工事等が完了したとき若しくは道路占用を終了したときは道路工事等完了届（様式第７号）を、第６条による道路敷使用が完了したときは道路敷使用完了届（様式第８号）を、その完了の日から１０日以内に町長に提出し、検査（確認）を受けなければならない。

　　（申請書等の提出部数及び経由）

第８条　　法第３２条第２項及び第３項並びに第３５条並びにこの要領の定めるところにより、町長に提出する書類は、１部（道路法施行規則第４条の３に規定する別記様式第５による道路占用許可申請・協議書（占用の期間が満了し、これを更新しようとする場合に係るものを除く。）、第１条の道路工事設計等承認申請書及び第２条第１項に規定する添付書類にあっては、正副２部）を作成し、双葉町役場建設課に提出しなければならない。

附則

この要領は、令和２年５月１日から施行する。